

(三) 訪問教育における保護者との信頼関係を深め、児童生徒一人一人の興味や関心、能力を重視した指導の充実に努める。

八 進路指導の充実を図る

(一) 児童生徒一人一人について、将来の進路に必要な能力の向上を図る指導目標を立て、教職員の共通理解のもとに、指導の充実に努める。

(二) 小・中・高の一貫した進路指導ができるよう、指導体制の充実に努める。

(三) 進路の選択に当たっては、保護者の理解を深めながら、障害の実態に適する多様な選択に努める。

(四) 福祉、医療機関や職業安定所、事業所等と緊密な連携のもとに、進路指導の充実に努める。

九 養護教育に対する地域社会の啓発を図る

(一) 養護教育に対する長期の計画のもとに、関係機関及び団体と連携して啓発活動に努める。

(二) 授業公開、学習発表会、作品展示会、運動会、交流活動等を通じて、地域社会の人々にたいし、障害児に対する正しい理解を広めるよう啓発に努める。

十 教育施設、設備の整備を図る

(一) 教育効果を高めるため、自作の教材・教具の開発・活用に努めるとともに、教育環境の改善と適正な管理に努める。

(二) 災害事故防止の徹底について、教職員の協力体制及び関係機関との連携を期し、施設設備の適正な管理に努める。

各教科等指導の重点

一 指導計画の改善・充実に努める

(一) 学習指導要領に準拠し、解説書並びに手引書を十分に活用して、適切な指導計画の作成に努める。

特に、重複障害に関する適切な指導内容・方法の改善充実に努める。

(二) 基礎的、基本的事項を重視した指導計画の作成に努めるとともに、指導の形態に創意工夫を加え、適正な指導計画の作成に努める。

二 学習指導の質的な改善・充実に努める

(一) 一人一人の障害の実態に応じた指導の実践的研究を推進し、毎時の指導目標を明確にして指導するように努める。

(二) 教科用図書や教材教具等の効果的な活用を図るとともに、児童生徒の特性に応じた教材教具の創作研究を進め、その活用に努める。

(三) 一人一人の到達目標、指導内容を

明確にした評価と、個別の記録のあり方について研究実践に努める。

(四) 指導結果の評価のみに偏ることなく、指導過程における努力や成果についても適切に評価し、そのつど指導の改善に生かすように努める。

(五) 学習指導要領の趣旨にそつた評価の意義・方法等について、教師の共通理解を図り、評価の改善に努める。

三 社会的自立を目指す指導の強化を図る

(一) 児童生徒についての観察や調査・検査の厳密な実施に基づく個人資料を整備し、正しい実態把握に基づく指導に努める。

(二) 学校、家庭、施設等、日常のあらゆる場を指導の機会として、学校での指導が家庭、施設での指導にも生かされ、家庭や施設での指導も学校で有効に取り入れるよう、一貫した指導体制の確立に努める。

(三) 交流教育、職場実習、作業学習等の実践的学習の充実に図り、社会に参加する意欲を高め、協調性や責任感など、社会的自立に必要な資質の育成に努める。

四 道徳教育、生徒指導の充実に努める

(一) 学校教育活動全体を通じて行うことを一層重視して進めるとともに、

特に、授業における教育相談的なかかり方の検討に努める。

(二) 道徳教育については、特に、生徒指導との関連を図り、教師と児童生徒及び児童生徒相互の信頼関係を深めるように努める。

(三) 生徒指導についての教職員の共通理解を深め、全教職員が一体となって指導を推進するように努める。

(四) 児童生徒の心理的特性を的確に把握し、予防的な指導も工夫し、指導の効果を高めるように努める。

(五) 家庭や施設、地域との連携を密にし、日常の観察活動を充実し、父母等の悩み等に具体的に即応するように努める。

五 健康の保持増進、安全な生活を守る習慣と態度の育成に努める

(一) 心身の健康状態の観察や調査を、計画的、継続的に進め、個別資料の整備と活用を図る。

(二) 体力の向上と、健康・安全の保持増進については、体育の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて適切な実践がなされるように努める。

(三) 危険から身を守る方法について、具体的にくりかえし指導をすることにも、交通事故防止のための訓練や安全で望ましい遊びの指導等の日常実践活動の充実に努める。